



在留資格関係

在留資格「技術・人文知識・国際業務」

手続きの種類	料金 (税抜き)	料金 (税込み)	法定費用(別途郵送費等の実費がかかります)
在留資格取得 (在留資格認定(新規招へい)・在留資格変更)	120,000円～	132,000円～	変更の場合：収入印紙 (5,500円～6,000円) ⌞許可が下りた際に必要
在留資格取得 ミャンマー国籍の方の場合 (在留資格認定(新規招へい)・在留資格変更)	70,000円～	77,000円～	変更の場合：収入印紙 (5,500円～6,000円) ⌞許可が下りた際に必要
在留資格更新 (転職なし)	40,000円	44,000円	収入印紙 (5,500円～6,000円) ⌞許可が下りた際に必要
在留資格更新 (転職あり)	70,000円	77,000円	収入印紙 (5,500円～6,000円) ⌞許可が下りた際に必要
難易度加算等	その他難易度がある場合：上記金額×1.5倍 (更新や変更の場合) 在留期限まで14日以内の申請：+費用の30% 家族の帯同：1名につき+88,000円		



在留資格「経営・管理」			
手続きの種類	料金 (税抜き)	料金 (税込み)	法定費用 (別途郵送費等の実費がかかります)
在留資格取得 (在留資格認定(新規の申請)・在留資格変更)	260,000円～	286,000円～	変更の場合：収入印紙 (5,500円～6,000円) └許可が下りた際に必要 税理士の事業計画書確認(別途お見積り)
家族の帯同(1名につき)	80,000円	88,000円	変更の場合：収入印紙 (5,500円～6,000円) └許可が下りた際に必要
更新 └赤字決算 └債務超過(別途公認会計士等専門家の報酬が必要です) ※当初事業計画と実際の活動が異なるとき	80,000円 └+50,000円 └+80,000円 ※150,000円	88,000円 └+55,000円 └+88,000円 ※165,000円	収入印紙 (5,500円～6,000円) └許可が下りた際に必要
家族の更新	40,000	44,000	収入印紙 (5,500円～6,000円) └許可が下りた際に必要
事業の許認可が必要な場合	許認可サービスをご参照。一覧にないものも、お見積もりいたします。		
難易度加算等	(更新や変更の場合) 在留期限まで14日以内の申請：+費用の30% 過去に不許可になっている場合(再申請)：上記金額×1.5倍 その他難易度がある場合：上記金額×1.5倍		



在留資格「高度専門職1号・2号」(高度人材)

手続きの種類	料金 (税抜き)	料金 (税込み)	法定費用(別途郵送費等の実費がかかります)
高度人材外国人(高度専門職1号イ・ロ) (在留資格認定(新規招へい)・在留資格変更)	140,000円~	154,000円~	変更の場合：収入印紙 (5,500円~6,000円) └許可が下りた際に必要
高度人材外国人(高度専門職1号ハ) (在留資格認定(新規招へい)・在留資格変更)	290,000円~	319,000円~	変更の場合：収入印紙 (5,500円~6,000円) └許可が下りた際に必要 税理士の事業計画書確認(別途お見積り)
高度人材外国人(高度専門職1号ハ) (在留資格更新) └赤字決算 └債務超過	80,000円 └+50,000円 └+80,000円 ※150,000円	88,000円 └+55,000円 └+88,000円 ※165,000円	収入印紙 (5,500円~6,000円) └許可が下りた際に必要
高度人材外国人(高度専門職2号イ・ロ) (在留資格変更)	140,000円	154,000円~	収入印紙 (5,500円~6,000円) └許可が下りた際に必要
高度人材外国人の就労する配偶者 (在留資格認定(新規招へい)・在留資格変更)	110,000円	121,000円	変更の場合：収入印紙 (5,500円~6,000円) └許可が下りた際に必要
高度人材外国人の就労する配偶者 (在留資格更新)	40,000円	44,000円	収入印紙 (5,500円~6,000円) └許可が下りた際に必要



高度人材外国人の家事使用人（入国帯同型） （在留資格認定（新規招へい）・在留資格変更）	110,000円	121,000円	変更の場合：収入印紙 （5,500円～6,000円） ⌞許可が下りた際に必要
高度人材外国人の家事使用人（家庭事情型） （在留資格認定（新規招へい）・在留資格変更）	110,000円	121,000円	変更の場合：収入印紙 （5,500円～6,000円） ⌞許可が下りた際に必要
高度人材外国人の家事使用人（共通） （在留資格更新）	40,000円	44,000円	収入印紙（5,500円～6,000円） ⌞許可が下りた際に必要
高度人材外国人またはその配偶者の親 （在留資格認定（新規招へい）・在留資格変更）	110,000円	121,000円	変更の場合：収入印紙 （5,500円～6,000円） ⌞許可が下りた際に必要
高度人材外国人またはその配偶者の親 （在留資格更新）	40,000円	44,000円	収入印紙 （5,500円～6,000円） ⌞許可が下りた際に必要
難易度加算等	難易度がある場合：上記金額×1.5倍 （更新や変更の場合）在留期限まで14日以内の申請：+費用の30% 家族の帯同： 1名につき+88,000円		



その他の就労系在留資格			
手続きの種類	料金 (税抜き)	料金 (税込み)	法定費用(別途郵送費等の実費がかかります)
企業内転勤・特定活動等の就労系の取得 (在留資格認定(新規招へい)・在留資格変更)	110,000円	121,000円	変更の場合：収入印紙 (5,500円～6,000円) ⌞許可が下りた際に必要
在留資格更新 (転職なし)	40,000円	44,000円	収入印紙 (5,500円～6,000円) ⌞許可が下りた際に必要
在留資格更新 (転職あり)	70,000円	77,000円	収入印紙 (5,500円～6,000円) ⌞許可が下りた際に必要
難易度加算等	(更新や変更の場合) 在留期限まで14日以内の申請：+費用の30% 家族の帯同：1名につき +88,000円		



在留資格「日本人の配偶者等・永住者の配偶者等」

手続きの種類	料金 (税抜き)	料金 (税込み)	法定費用(別途郵送費等の実費がかかります)
海外から配偶者を新たに呼び寄せる (在留資格認定(新規招へい)) 現在配偶者ビザを所有している方が婚姻状況に変更等があり、新たに審査をし直す場合と同等の場合はこちらの料金になります。	150,000円～	165,000円～	0円
国内在住者が配偶者在留資格へ変更 (在留資格変更)	150,000円～	165,000円～	収入印紙 (5,500円～6,000円) ↳許可が下りた際に必要
配偶者在留資格の更新(在留期間中状況に変化がない場合) (在留資格更新)	40,000円	44,000円	収入印紙 (5,500円～6,000円) ↳許可が下りた際に必要
難易度加算等	(更新や変更の場合) 在留期限まで14日以内の申請：+費用の30% 過去に不許可になっている場合(再申請)：上記金額×1.5倍 申請人夫婦がともに外国に在住している場合：+55,000円 短期滞在から変更申請(入管窓口交渉)：+35,000円 年齢差が大きい・交際期間が短い・別居の場合など：別途お見積り		



在留資格「定住者」

手続きの種類	料金 (税抜き)	料金 (税込み)	法定費用(別途郵送費等の実費がかかります)
在留資格取得 (在留資格認定(新規招へい)・在留資格変更)	100,000円～	110,000円～	変更の場合：収入印紙 (5,500円～6,000円) ↳許可が下りた際に必要
在留資格更新	40,000円	44,000円	収入印紙 (5,500円～6,000円) ↳許可が下りた際に必要
難易度加算等	その他難易度がある場合：上記金額×1.5倍 (更新や変更の場合) 在留期限まで14日以内の申請：+費用の30%		

在留資格「永住」

手続きの種類	料金 (税抜き)	料金 (税込み)	法定費用(別途郵送費等の実費がかかります)
永住許可申請 ↳家族追加(1名につき)	120,000円～ ↳+50,000円	132,000円～ ↳+55,000円	収入印紙 (10,000円/名) ↳許可が下りた際に必要
高度専門職1号(ハ)から永住許可申請	150,000円～	165,000円～	収入印紙 (10,000円/名) ↳許可が下りた際に必要



特定技能1号（雇用主様向け）

手続きの種類	料金 (税抜き)	料金 (税込み)	法定費用(別途郵送費等の実費がかかります)
在留資格申請・更新	60,000円	66,000円～	変更の場合：収入印紙 (5,500円～6,000円) ⌞許可が下りた際に必要
支援委託費 月額	23,000円	25,300円	登録支援機関より支援申し上げます。

在留資格「留学」

手続きの種類	料金 (税抜き)	料金 (税込み)	法定費用(別途郵送費等の実費がかかります)
在留資格認定（新規）変更 (在留資格認定（新規招へい）・在留資格変更)	100,000円～	110,000円～	変更の場合：収入印紙 (5,500円～6,000円) ⌞許可が下りた際に必要
在留資格更新	40,000円	44,000円	収入印紙 (5,500円～6,000円) ⌞許可が下りた際に必要
難易度加算等	その他難易度がある場合：上記金額×1.5倍 (更新や変更の場合) 在留期限まで14日以内の申請：+費用の30%		



その他の申請			
手続きの種類	料金 (税抜き)	料金 (税込み)	法定費用(別途郵送費等の実費がかかります)
在留許可申請不許可理由の問い合わせ	60,000円	66,000円	0円
在留カードの有効期間の更新	20,000円	22,000円	0円
外務省+大使館認証	60,000円	66,000円	0円
老親扶養：特定活動ビザ	300,000円	330,000円	収入印紙 (5,500円～6,000円) └許可が下りた際に必要
再入国許可	25,000円	27,500円	一回限り：3,500円～4,000円 数 次：6,500円～7,000円
資格外活動許可	30,000円	33,000円	0円
L包括許可	50,000円	55,000円	
L個別許可			
就労資格証明書	60,000円	66,000円	収入印紙 (1,600円～2,000円)
L転職なし	70,000円	77,000円	└許可が下りた際に必要
L転職あり			
在留カードに漢字表記	20,000円	22,000円	収入印紙 (1,600円) └許可が下りた際に必要
短期滞在延長申請	60,000円	66,000円	収入印紙 (6,000円) └許可が下りた際に必要
書類翻訳費用 (英語、日本語、ミャンマー語訳) * その他の言語書類→日本語訳は要見積もり	5,500円/A 4 サイズ1枚 もしくは申請書類一式33,000円		



有料相談サービス

ご相談、コンサルティング、ビジネススキームの会議など（オンラインやご訪問にも対応可）

11,000円／1時間

30分追加ごとに5,500円

※日本語、英語、ミャンマー語でご相談可能です。他の先生にご相談中の方、途中まで申請した方も、お気軽にご相談ください。



会社設立の費用

項目	株式会社	合同会社	一般社団法人
定款用収入印紙代	40,000円 弊所では電子定款に対応しているため不要	40,000円 弊所では電子定款に対応しているため不要	40,000円 弊所では電子定款に対応しているため不要
定款の謄本手数料	約2,000円（250円/1ページ）	0円	0円
定款の認証手数料 （公証人に支払う手数料）	資本金100万円未満：30,000円 資本金100万円以上300万円未満：40,000円 資本金300万円以上：50,000円	0円	50,000円
登録免許税	150,000円または資本金額 × 0.7% どちらか高い方 （資本金3,000万円の場合210,000円）	60,000円 または資本金額 × 0.7% どちらか高い方	60,000円
行政書士報酬 （司法書士費用含む）	165,000円（税込み） 上記は目安であり、変動しますので、お見積りいたします。	132,000円（税込み）	収入印紙 （5,500円～6,000円） ↳許可が下りた際に必要
合計費用	約347,000円～ （資本金3,000万円の場合約427,000円）	約192,000円～	約242,000円～



※上記報酬は以外に郵送費などの実費がかかります。

また、設立後の税務署、社会保険事務所等への各種届出のサポートまでを一般的に含むものではありません。

設立の段階から税理士や社会保険労務士などの専門家の意見を仰ぐことをお薦めいたします。

その他事務サポート	銀行口座開設支援 (複数可。不許可のことがある)	33,000円
	法人印作成	実費のみ
	月次会計記帳 Freee会計のみ対応	33,000円/月 (実費ソフト代別途)
	事務所契約のサポート	場所や内容によって
	非居住者向け不動産の納税管理人就任 (納税代行、連絡先登記)	物件価格の0.5%、 ただし最低報酬110,000円/年
	補助金申請	着手金33000円及び 成功額の10%
	雇用契約書起案	11000円



各種契約書作成の報酬

項目	報酬額 (税抜き)	報酬額 (税込み)	備考
定型的な契約書	15,000円～	16,500円～	外国語での相談後作成する場合は別途料金加算が ございます。
個別事案を勘案した契約書	30,000円～	33,000円～	外国語での相談後作成する場合は別途料金加算が ございます。
専門性高く複雑な契約書	50,000円～	55,000円～	外国語での相談後作成する場合は別途料金加算が ございます。

※印紙代・郵券・旅費交通費・手数料、等の実費は、別途必要となります。



各種許認可の取得			
項目	報酬	申請費用実費	備考
外為法上の日銀事前届出	22,000円	なし	申請先：日本銀行
電気通信業の届出	55,000円	なし	申請先：総務省
古物商許可申請	55,000円	印紙税19,000円	申請先：管轄警察署
飲食店開業申請	66,000円	保健所手数料18,300円	申請先：保健所 深夜営業を行う場合や接待営業を行う場合は別途お見積り
酒類卸売業免許申請	143,000円	登録免許税90,000円	収入印紙 (5,500円～6,000円) ↳許可が下りた際に必要
登録支援機関許可申請	110,000円	印紙税28,400円	申請先：出入国在留管理庁
旅行業法に基づく申請 (第2種、第3種、 旅行サービス手配業)	55,000円	申請する種類による	申請先：都道府県知事
その他の許認可についても お問い合わせくださいませ。			